

## 入 札 公 告

下記のとおり事後審査型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 9 月 7 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 吉田中学校等建設工事（電気）
- (2) 工 事 場 所 宇和島市 吉田町鶴間新
- (3) 工 事 概 要 電気設備：受変電設備、太陽光発電設備、電灯・コンセント設備、動力設備、  
雷保護設備  
弱電設備：拡声設備、電話設備、非常通報設備、TV・監視カメラ設備、  
火災報知設備
- (4) 工事開始日 議会の議決があった日の翌日
- (5) 工 期 末 日 令和 10 年 12 月 19 日
- (6) 予 定 価 格 ￥ 3 7 3, 6 2 6, 0 0 0 －（消費税及び地方消費税を除く。）
- (7) そ の 他
  - (ア) この公告の工事は、宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成 19 年 10 月 1 日制定。以下「総合評価試行要領」という。）に定める簡易型総合評価落札方式（実績確認型（施工体制確認方式））の対象工事である。
  - (イ) この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
  - (ウ) この公告の工事の入札は、宇和島市電子入札運用基準（工事及び建設工事等に係る委託業務）（平成 26 年 6 月 18 日制定。以下「電子入札運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、やむを得ない事由により、事前に市の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
  - (エ) この公告の工事の入札においては、宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年告示第 9 号。以下「低入札価格調査要領」という。）に定める低入札価格調査制度を適用する。
  - (オ) 入札参加資格における施工実績が、完成した宇和島市発注の工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。
  - (カ) この公告の工事は、宇和島市週休 2 日確保工事試行要領（令和 6 年 7 月 1 日制定）に基づく発注者指定型の対象であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取り扱いについては、

同要領の規定による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

市の建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる条件を全て満たす任意かつ自主的に結成された構成員2者による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とし、構成員の資格要件は次のとおりとする。

### (1) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (ア) 入札期間の初日において、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (イ) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (ウ) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市入札参加除外措置要領（平成24年告示第68号。以下「入札参加除外措置要領」という。）に基づく入札参加除外の期間がない者であること。
- (エ) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (カ) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。  
商号：(株) 綜企画設計  
所在地：東京都中央区日本橋蛸殻町1-30-5
- (キ) この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (ク) この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。
- (ケ) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条2項に規定する建設工事の種類のうち、資格者名簿に登載された所在地で電気工事業の許可を受け、かつ法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (コ) 電気工事について、資格者名簿に登載された格付けがA等級の者であること。
- (サ) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、【電気】において1,000点以上の者であること。
- (シ) 開札日から起算して過去15年間に、建築物（工場、倉庫、上屋、機械式駐車場、その他これらに類する建築物を除く。）に係る請負代金額1億円以上の電気設備工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては代表者に限り、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。）としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、工事が完成し引渡しが完了しているもので、一般財団法人

人日本建設情報総合センターの工事実績情報（コリンズ）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）、契約書等の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる 1 件の工事であること。

- (ス) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「施行令」という。）第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼任は認めない。）

① 電気工事業に関して法第 15 条第 2 号イ又はハに該当する者であり、かつ、監理技術者資格者証（電気工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。

② 代表者である構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (セ) 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(2) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (ア) (1) (ア) から (ク) までに掲げる要件

- (イ) 法第 3 条第 2 項に規定する建設工事の種類のうち、資格者名簿に登録された所在地で電気工事業の許可を受けている者であること。

- (ウ) 電気工事について、資格者名簿に登録された所在地が市内又は準市内であり、かつ、格付けが A 等級の者であること。

- (エ) 開札日から起算して過去 15 年間に、建築物（工場、倉庫、上屋、機械式駐車場、その他これらに類する建築物を除く。）に係る請負代金額 3 千万円以上の電気設備工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20% 以上のものに限り、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。）としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、工事が完成し引渡し完了しているもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報（コリンズ）、契約書等の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる 1 件の工事であること。

- (オ) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができる者であること。（施行令第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼任は認めない。）

① 電気工事業に関して法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第 15 条第 2 号イ若しくはハに該当する者であり、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。

② 代表者以外の構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (カ) 出資比率が 30% 以上の者であること。

(3) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

- (ア) この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

- (イ) この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

### 3 簡易型総合評価落札方式（実績確認型（施工体制確認方式））に関する事項

(1) 評価項目

総合評価試行要領第5条及び評価項目等（別表）に定めるところによる。

(2) 簡易型総合評価の方法

- (ア) 入札参加資格を満たす場合に80点の基礎点を与えるとともに、20点を満点とする施工体制確認点及び10点を満点とする入札参加者の各評価項目に係る加算点について評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
- (イ) (ア)により得られる基礎点、施工体制確認点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。
- (ウ) 各評価項目の配点等詳細は、簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）による。

### 4 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和8年9月7日（月）から令和8年10月14日（水）まで

(2) 閲覧場所

えひめ電子入札共同システムの入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

(3) 設計書等に質疑がある場合は、令和8年9月25日（金）正午までに12（2）に掲げる場所まで持参、FAX又は電子メールにより質疑書を提出すること。

なお、FAX又は電子メールによる提出後は、直ちに12（2）に掲げる担当部局まで提出した旨の連絡をすること。

(4) (3)の質疑に対する回答を記載した書面は、令和8年10月2日（金）から令和8年10月14日（水）までの間において、入札情報公開システムにより閲覧に供する。ただし、閲覧期間の始期より早く閲覧に供することを妨げるものではない。

### 5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月14日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（ただし、最終日は正午まで）

電子入札システム稼働時間：休日（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後8時まで

(2) 開札の日時

令和8年10月15日（木） 午後2時00分

(3) 開札の場所

愛媛県宇和島市曙町1番地 宇和島市役所4階 入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札利用者登録済みの代表者である構成員が電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、休日を除く(1)の期間内の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、最終日は正午まで)に12(2)に掲げる場所へ、持参により提出するものとする。

(5) 入札方法

(ア) 入札回数は1回とする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 基本的入札参加資格及び工事費内訳書等の事前確認

(1) この公告の入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、代表者である構成員にあつては、2(1)の(ア)から(ウ)及び(ク)から(サ)まで、代表者以外の構成員にあつては2(1)の(ア)から(ウ)及び(ク)、2(2)の(イ)及び(ウ)の基本的入札参加資格及び工事費内訳書等の事前確認を受けなければならない。

(ア) 共同企業体協定書の写し

(イ) 建設業許可証の写し(委任している場合は、営業所一覧表を添付)

(ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)の写し(代表者である構成員のみ)

(エ) 工事費内訳書(指定様式)

(オ) 施工体制確認書【様式8】

(カ) 簡易型総合評価に係る資料(自己採点表)【様式9-4】

(2) (1)の書類は、電子入札システムにより、入札書と併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、5(4)但し書により入札書と併せて持参により提出すること。

(3) 事前確認の日時

令和8年10月14日(水) 午後1時

(4) 事前確認において基本的入札参加資格がないと認められた者、工事費内訳書、施工体制確認書又は簡易型総合評価に係る資料(自己採点表)の提出が無い者、入札金額と工事費内訳書の総額が異なる場合又は工事費内訳書に違算がある場合等の不備がある者については、規則第7条の規定により当該入札を無効とし、開札しない。

## 7 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、施工体制及び評価項目の評価を行う。その後、規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者(以下「最高評価値入札者」という。)に対して、特定建設工事共同企業体入札参

加資格確認申請書、入札参加資格を確認するための資料及び簡易型総合評価に係る資料（自己採点表）の記載事項を証する書類（以下「申請書等」という。）を求めるので、原則として、令和8年10月16日（金）午後4時までに提出すること。提出がなかった場合は、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して申請書等の提出を求めるものとする。

なお、最高評価値入札者が行った入札が低入札価格調査実施要領に規定する調査対象者（以下「低入札者」という。）である場合は、必要に応じて最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても申請書等の提出を求めることがある。

- (2) 低入札者があるときは、申請書等の提出を求める前に、低入札者について、宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（令和3年7月1日制定。）に基づく施工体制確認に係る調査及び低入札価格調査を行うものとする。ただし、施工体制確認に係る調査の結果により、低入札価格調査を行わない場合がある。

施工体制確認に係る調査及び低入札価格調査資料は、調査を行う旨の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、12（2）に掲げる場所へ持参により提出しなければならない。

なお、期限までに施工体制確認に係る調査資料が提出できない場合は当該入札を無効とし、また、低入札価格調査資料が提出できない場合は失格とするので留意すること。

- (3) (2) の場合にかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。
- (4) (2) の場合において、低入札価格調査時に申請書等の提出があった場合は、(1) の申請書等の提出を省略することができる。
- (5) 最高評価値入札者が2者以上あるときは、申請書等の提出を求める前に電子入札システムによる電子くじを実施し、最高評価値入札者となる順位を決定する。
- (6) 最高評価値入札者は申請書等の提出を辞退することはできない。辞退した場合又は申請書等の提出がなかった場合は、入札参加除外措置要領の規定に基づき入札参加除外を行うことがある。ただし、市が発注する同一開札日の複数工事において落札候補者となり、予定していた技術者が配置できない事由等が発生した場合には予定価格の低い方から、また、(2) の低入札価格調査を行った場合において、調査対象者以外の者が最高評価値入札者となり、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、当該入札を無効とする申出をすることができる。
- (7) 最高評価値入札者から提出された申請書等の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者を落札者として決定して審査を終了するものとする。ただし、最高評価落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続きを行う。
- (8) (7) の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者が行った入札については、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とする。
- (9) 落札者の決定は、原則として令和8年10月21日（水）までに行う。ただし、入札参加資格について疑義があった場合又は低入札価格調査を行う場合は、この限りではない。
- (10) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行う。なお、入札結果は、落札者決定後、入札情報公開システムにおいて公表する。

## 8 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 6 (4) 及び 7 (1)、(7) において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面等により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、(1) の通知をした翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に 12 (2) に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2) の書面を提出した者に対する回答は、当該書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に際しては、入札保証金の納付を免除とする。
- (2) 契約に際しては、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、請負代金額の 10 分の 3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 10 契約締結について

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の成立
  - (ア) この公告の工事の契約は、宇和島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 59 号）第 2 条の規定により、宇和島市議会の議決を要するため、落札後、仮契約を締結し、議会の議決を得たときに仮契約を本契約とみなす。
  - (イ) 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

## 11 支払条件について

- (1) この公告の工事は、令和 10 年度までの債務負担行為の工事であり、前払金、中間前払金、部分払金を含む請負代金額の支払いについては、各会計年度の出来高予定額に対して行うものとする。
- (2) 各会計年度における支払限度額、出来高予定額及び部分払金の回数については、契約書中で明記するものとするが、この公告の工事における出来高予定額の年度配分は、令和 8 年度 0%、令和 9 年度 40%、令和 10 年度 60%程度を予定している。
- (3) 前払金  
各会計年度の出来高予定額の 10 分の 4（低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、請負代金額の 10 分の 2）に相当する額以内
- (4) 中間前払金

(ア) 各会計年度の出来高予定額の 10 分の 2 (低入札価格調査を経て締結した契約にあっては、請負代金額の 10 分の 1) に相当する額以内

(イ) 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(5) 部分払金

規則第 66 条の規定によるものとし、中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない (ただし、各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払金を除く)。

## 12 その他

(1) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び申請書等に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに宇和島市建設工事等入札に関する心得、電子入札運用基準及び入札に関する条件に違反した者の入札については無効とする。

(2) 契約条項を示す場所及び問合せ先

宇和島市総務部契約検査室契約係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地

電話番号：0895-49-7008

F A X：0895-24-1123

電子メール：keiyaku@city.uwajima.lg.jp

(3) その他

(ア) 申請書等に虚偽の記載を行った場合においては、入札参加資格停止措置要綱の規定に基づき入札参加資格停止を行うことがある。

(イ) 落札者は申請書等に記載した配置予定技術者を、原則として 1 (4) の工事開始日に定める日から当該工事に配置すること。

(ウ) 本工事の下請負人や使用する資材等の選定については、地域経済に配慮するものとする。

(エ) 工事請負契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、当初の契約金額が不適当となった場合、工事請負契約約款第 26 条に規定するスライド条項に基づき、契約金額の変更を請求できる。なお、請求にあたっては工事主管課と十分に協議を行うこと。

(オ) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて「建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書」により通知すること。